

中国は 2022 年 2 月 5 日に世界知的所有権機関に「工業製品の意匠国際登録ハーグ協定」(1999 年改正協定)(以下「ハーグ協定」と略称)の加入書を提出し、「ハーグ協定」は 2022 年 5 月 5 日から中国で発効する。「ハーグ協定」の発効・実施を保障するため、国家知識産権局は「ハーグ協定」加入後の関連業務処理に関する暫定弁法」を制定し、2022 年 5 月 5 日から施行する。意匠国際出願の出願人は本弁法の規定に従い、関連業務を行うことができる。

国家知的財産権局

2022 年 4 月 22 日

关于加入《海牙协定》后相关业务处理暂行办法	「ハーグ協定」加入後の関連業務処理に関する暫定弁法
<p>第一条 自 2022 年 5 月 5 日起, 中国单位或者个人可以依照专利法第十九条第二款的规定, 根据《工业品外观设计国际注册海牙协定》(1999 年文本)(以下简称《海牙协定》), 提出工业品外观设计国际注册申请。</p> <p>申请人可以直接向世界知识产权组织国际局(以下简称国际局)提交工业品外观设计国际注册申请, 也可以通过国家知识产权局转交使用英文提出的工业品外观设计国际注册申请。</p> <p>通过国家知识产权局转交工业品外观设计国际注册申请的, 应当以符合《海牙协定》和国家知识产权局规定的纸件形式或者电子形式提交相关材料。</p> <p>《海牙协定》规定的相关费用, 由申请人直接向国际局缴纳。</p>	<p>第 1 条 2022 年 5 月 5 日より、中国の単位或いは個人は特許法第 19 条第 2 項の規定に従い、「工業製品の意匠国際登録ハーグ協定」(1999 年改正協定)(以下「ハーグ協定」と略称)に基づき、工業製品の意匠国際登録出願を提出することができる。</p> <p>出願人は直接世界知的所有権機関国際局(以下、国際局と略称)に工業製品の意匠国際登録出願を提出することができるし、国家知識産権局を通じて英語を使用した工業製品の意匠国際登録出願を提出することができる。</p> <p>国家知識産権局を通じて工業製品の意匠国際登録出願を提出する場合、「ハーグ協定」と国家知識産権局の規定に適合した書面形式或いは電子形式で関連資料を提出しなければならない。</p> <p>「ハーグ協定」に規定される関連費用は、出願人が直接国際局に納付する。</p>
<p>第二条 对于指定中国的工业品外观设计国际注册申请(以下简称外观设计国际申请), 国家知识产权局依照专利法第十九条第三款、修改后的专利法实施细则以及专利审查指南予以处理。</p>	<p>第 2 条 中国を指定した工業製品の意匠国際登録出願(以下、意匠国際出願と略称)に対して、国家知識産権局は特許法第 19 条第 3 項に基づき、改正後の特許法実施細則及び特許審査指南に基づきこれを処理する。</p>
<p>第三条 申请人要求优先权的, 如未在提出外观设计国际申请时提交在先申请文件副本, 应当自其申请国际公布之日起三个月内向国家知识产权局提交在先申请文件副本。</p> <p>在先申请文件副本中记载的申请人与在后申请的申请人不一致的, 申请人应当自其申请国际公布之日起三个月内向国家知识产权局提交相关的证明文件。</p> <p>申请人要求优先权的, 应当自其申请国际公布之日起三个月内向国家知识产权局缴纳优先权要求费, 其国际公布日在修改后的专利法实施细则施行日之前(含当日)的, 应当自修改后的专利法实施细则施行日起三个月内缴纳优先权要求费。</p> <p>申请人期满未提交在先申请文件副本, 或者未提交有关证明文件, 或者未缴纳或未缴足优先权要求费的, 视为未要求优先权。</p>	<p>第 3 条 出願人が優先権を主張し、意匠国際出願を提出する際に基礎出願書類の副本を提出しない場合、当該国際出願公開日から 3 か月以内に国家知識産権局に基礎出願書類の副本を提出しなければならない。</p> <p>基礎出願書類の副本に記載される出願人と後願の出願人が一致しない場合、出願人は当該国際出願公開日から 3 か月以内に国家知識産権局に関連する証明書類を提出しなければならない。</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、当該国際出願公開日から 3 か月以内に国家知識産権局に優先権主張費用を納付し、当該国際公開日が改正後の特許法実施細則の施行日前(含む当日)の場合、改正後の特許法実施細則施行日から 3 か月以内に優先権主張費用を納付しなければならない。</p> <p>出願人が期限満了しても基礎出願書類の副本を提出しない、或いは関連証明書類を提出しない、或いは優先権主張費用を納付しない或いは全額納付しない場合、優先権を主張していないと見做す。</p>
<p>第四条 外观设计国际申请的申请人可以自其申请国际公布之日起两个月内, 向国家知识产权局提出分案申请, 国家知识产权局依照专利法及其实施细则、专利审查指南的相关规定处理。</p>	<p>第 4 条 意匠国際出願の出願人は、当該出願の国際公開日から 2 か月以内に、国家知識産権局に分割出願を提出することができる。国家知識産権局は特許法及びその実施細則、特許審査指南の関連規定に基づき処理する。</p>

「ハーグ協定」加入後の関連業務処理に関する暫定弁法

<p>第五条 申请人认为外观设计国际申请涉及的外观设计有专利法第二十四条第（二）项或者第（三）项所列情形的，应当在提出外观设计国际申请时声明，并自其申请国际公布之日起两个月内向国家知识产权局提交有关证明文件，并予以说明。未提出声明或者未提交证明文件的，其申请不适用专利法第二十四条的规定。</p>	<p>第 5 条 出願人が意匠国際出願に係る意匠は特許法第 24 条第(2)項或いは第(3)項(新規性喪失の例外)に掲げる情况があると判断した場合、意匠国際出願を提出時に陳述するとともに、その出願の国際公開日から 2 か月以内に国家知識産権局に関連証明書を提出するとともに、これを説明しなければならない。陳述を提出しない或いは証明書を提出していない場合、その出願は特許法第 24 条の規定を適用しない。</p>
<p>第六条 申请人缴纳外观设计国际申请相关费用的，应当按照国际局和国家知识产权局的规定足额缴纳。关于外观设计国际申请单独指定费的缴纳标准及减缴规则另行公告。</p>	<p>第 6 条 出願人が意匠国際出願に関する費用を納付する場合、国際局と国家知識産権局の規定に従い全額納付しなければならない。意匠国際出願個別指定費用の納付基準及び納付規則については別途公告する。</p>
<p>第七条 外观设计国际申请的申请人或者专利权人请求权利变更的，除向国际局办理相关手续外，还应当国家知识产权局提交证明文件。证明文件是外文的，应当同时附具中文题录译文。没有提交证明文件或者证明文件不合格的，国家知识产权局通知国际局该权利变更在中国未生效。</p>	<p>第 7 条 意匠国際出願の出願人或いは特許権者が権利変更を申請する場合、国際局に関連手続きを行うほか、国家知識産権局に証明書類を提出しなければならない。証明書類が外国語である場合、同時にタイトルの中国語訳文を添付しなければならない。証明書を未提出或いは証明書が不合格の場合、国家知識産権局は国際局に当該権利変更は中国で発効していないことを通知する。</p>
<p>第八条 外观设计国际申请的申请人办理本办法规定以外的其他法律程序和事务，应当依照《海牙协定》、专利法及其实施细则、专利审查指南的规定提出请求。</p>	<p>第 8 条 意匠国際出願の出願人は、本弁法の規定以外のその他の法律手続きと事務を行う場合、「ハーグ協定」、特許法及びその実施細則、特許審査指南の規定に基づき申請を提出しなければならない。</p>
<p>第九条 本办法自 2022 年 5 月 5 日起施行。</p>	<p>第 9 条 本弁法は 2022 年 5 月 5 日より施行する。</p>